

平成 18 年 5 月 26 日

各位

株式会社 西京銀行

業務改善命令に関するご説明とお詫びについて

日頃より当行の業務運営にあたりましては、多大なるご協力をいただき心よりお礼申し上げます。

本日、当行における過去の 4 件の不祥事件の発生に関しまして、頭取をはじめとする一部経営陣は、不祥事件の発生を認識しておりながら、当局への所定の報告を怠った他、内部規程に反する対応を指示するなどその責務を十分に果たしていないことや、不祥事件の中には発生期間が長期に亘るものや、同様の手口により連続して発生しているものがある等、再発防止への取組みが不十分であるなど、当行の法令等遵守態勢及び経営管理態勢に問題があるとして、中国財務局長より下記の内容の業務改善命令を受けました。

日頃から当行を信頼し、お取引いただいておりますお客様ならびに株主様、また関係する皆様方に多大なるご迷惑、ご心配をおかけすることになりましたことに対し、心から深くお詫び申し上げます。

当行では、今回の業務改善命令を真摯に受け止め深く反省しますとともに、法令等遵守態勢の確立および経営管理態勢の強化のため、役職員が一体となり、法令等遵守の意識向上と諸改善策の着実な実行に向けて全力で取り組んで参る所存でございます。

お客様ならびに株主様、また関係する皆様方におかれましては、当行に対し変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 業務改善命令の内容

(1)適切な業務運営を確保するため、以下の観点から、法令等遵守態勢及び経営管理態勢を確立・強化すること。

法令等遵守及び経営管理にかかる問題の原因となった経営責任の明確化

取締役会や監査役による経営監視・牽制が適正に機能する経営管理態勢の構築

経営陣が誠実かつ率先垂範して法令等遵守に取り組む経営姿勢の明確化及び全行的な法令等遵守態勢の確立

内部監査態勢の充実・強化及び独立性の確保

不祥事件の再発防止策及び不祥事件発生時の対応の抜本的な見直し

(2)上記(1)に関する業務改善計画を平成 18 年 6 月 26 日までに提出し、以後、改善計画の実施完了までの間、その実施状況を 3ヶ月ごとに報告すること。

2. 今後の対応

当行としては、経営責任を明確にするために、6月28日付けをもちまして代表取締役頭取が退任するほか、役員および関係者の懲戒処分を決定しております。

また、不祥事件再発防止に対する取締役会、監査役会が適正に機能する態勢を早急に築く等、今回の業務改善命令に盛り込まれた要改善事項を十分に踏まえた業務改善計画の検討を重ねて策定する所存ですので、皆様には、引き続きご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

以上

(別紙)

【不祥事件の概要】

平成12年3月以降5年間に当行において発生した不祥事件は8件、うち未届けが4件であり、概要は以下のとおりでございます。

なお、いずれの事件についても退職時にお客様には全額弁済されており、当行についての実損はありません。

未届け不祥事件

発覚時期	発生地区	担当	性別	事故金額	実損額	内容
H12.8	山口県内 東部支店	融資係	男性	370万円	なし	従業員貸付制度の 融資金を着服
H15.7	山口県内 東部支店	得意先係	男性	552万円	なし	積立性預金の 預り金等を着服
H15.9	山口県内 西部支店	預金係	女性	7,200万円	なし	定期預金の預り金等 及び支店現金を着服
H17.2	山口県内 東部支店	得意先係	男性	100万円	なし	積立性預金の 預り金等を着服

届出済不祥事件

発覚時期	発生地区	担当	性別	事故金額	実損額	内容
H13.1	山口県内 西部支店	得意先係	男性	1,279万円	なし	定期預金の 預り金等を着服
H13.12	山口県内 西部支店	預金係 (パート)	女性	200万円	なし	税金収納金の 預り金等を着服
H14.12	山口県内 北部支店	支店長代理	男性	5,110万円	なし	定期預金の 預り金等を着服
H16.11	山口県内 西部支店	融資係	男性	136万円	なし	普通預金等を 不正に引出し着服